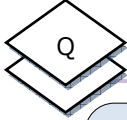




## 労働相談Q & Aで解決！

### 賃金の確保



Q 会社が倒産しました。未払の給与はどうなりますか。

A 何よりもまず、会社の状況について正確な情報収集をすることが必要です。そして、本当に倒産しそうな場合は、出来るだけ早く、弁護士などの専門家に相談しましょう。

#### 解説はこちら

- 倒産と一口に言っても、破産手続や特別精算手続により会社を清算し、会社そのものが無くなってしまう場合や民事再生手続や会社更生手続により事業を継続しながら会社の再建を目指していく場合もあります。また、会社が債権者と協議をして、債務の弁済や財産の処分について取り決めていく私的整理と呼ばれる方法をとる場合もあります。
- 労働者の持つ労働債権（未払賃金、規定による退職金、即日解雇の場合の解雇予告手当など）は、会社がどのような債務整理の方法を選択するかによって、保護される程度が異なります。
- 労働債権については、「先取特権」という他の一般債権に優先して確保される権利がありますが（民法 306 条他）、抵当権や税金・社会保険料などに比べて順位が劣ります。また、債権の確保については事実上、債権者どうしが競争となり早い者勝ちとなることが多いため、労働者は、出来るだけ早く、会社の状況について正確な情報収集をし、債権確保のための行動を取る必要があります。
- また、倒産に伴って退職になった場合は、一定の条件での賃金の一部を立替払いする、未払賃金の立替払制度があります（独立行政法人 労働者健康安全機構により実施されています。）。

#### どうすれば？

- 倒産時に債権確保を行う手続きは、専門的な内容になることが多いですから、法テラスや弁護士などに出来るだけ早く相談しましょう。
- 職場に労働組合があればそこを中心に情報収集し、行動するのがやりやすいと考えられます。組合がない場合は、同じ状況の同僚と一緒に取り組む方が良いでしょう。
- 未払賃金の立替払制度を利用するには、会社の破産手続開始等の申立日の6か月前から2年の間に退職したこと、破産手続開始の決定等の日の翌日から2年以内に立替払請求するなどいくつかの要件を満たすことが必要になります。出来るだけ早く、お勤めの事業所

の所在地を所管する労働基準監督署や独立行政法人 労働者健康安全機構に相談する必要があります。

## お問い合わせ

---

○ 山梨県労働委員会事務局

〒400-8501 甲府市丸の内1-6-1 山梨県庁北別館3階

電話 055 (223) 1827

相談時間 8:30~17:00 (土・日・祝日を除く)

URL <https://www.yamanashi.lg.jp/roudou-iin/>

◎ 山梨県内の労働基準監督署

甲府労働基準監督署 (管轄区域: 下記以外の地域)

電話 055 (224) 5616

都留労働基準監督署 (管轄区域: 都留市、大月市、上野原市、富士吉田市、南都留郡、北都留郡)

電話 0554 (43) 2195

鰍沢労働基準監督署 (管轄区域: 南巨摩郡、西八代郡)

電話 0556 (22) 3181

◎ 独立行政法人 労働者健康安全機構

電話 044 (431) 8663

URL <https://www.johas.go.jp>

◎ 法テラス山梨

電話 0570 (078326)